

平成23年8月11日

北見 昌朗 様

市長室秘書課長

市民経済局住民課長

このたびは市長宛にお手紙をお寄せいただき、ありがとうございました。
市長に直接宛てたメール・書面・来客は、日々、市民の皆様から多数いただいているところです。

こうした名古屋市長宛てに名古屋市役所に届く市民の皆様からのご意見・ご質問などにつきましては、名古屋市役所へのご意見・ご質問とさせていただいており、本市のしかるべき担当部署から回答し、市政に反映するよう努めているところです。

ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(担当課 市長室秘書課 電話：052-972-3053)

本市では、復興土地区画整理事業施行区域を中心とした比較的建物や人口が集中している市街地については、町名町界整理を行うとともに、住所の表示を従来の地番を用いる方法に替え、街区符号と住居番号により表す住居表示を実施しております。

旧町名の復活にあたりましては、

1 地域の機運の盛り上がり

既に住居表示が実施されて40年以上が経過し、現在の町名も広く定着していることから、再度町名を復活させるためには、地権者や事業者を含む地域住民の総意としての要望・合意形成が不可欠になる。

2 事務手続きや経済的負担

住所を変更することにより、登記の住所変更手続きなどの事務的負担（手間）や、特に法人などにおいて、法人登記の変更、印刷物の住所変更や取引先への通知等の経済的負担が発生する。

3 住所のわかりやすさの確保に配慮

旧町名の復活は、地域住民の要望に基づいて、ひとつひとつ行われることになるため、現在の町名の中に古い町名が部分的に混在することになる。このため、来訪者にとって住所がわかりにくくなる恐れがあり、わかりやすさの確保には一定の配慮が必要である。

4 人権への配慮

歴史的に見て、地名は種々の差別の手段として悪用された経緯があることから、復活にあたっては、そうした差別の拡大・助長と取られることのないよう配慮する必要がある。

などの課題があると考えております。

今後とも、地元住民の意向や地域の歴史・文化、従来の名称などに配慮しながら、わかりやすい町名・町界の整理や住居表示の実施に努めていきたいと考えておりますのでご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

(担当課 市民経済局住民課 電話052-972-3178)

ご意見を受け付けたところ

名古屋市市民相談室（市民経済局広聴課 電話 052-972-3139）